

平成27年 教育委員会第9回定例会 会議録

日 時 平成27年5月28日（木）

午後3時00分～午後4時38分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども総務課】

（１）（仮称）いじめ防止等のための基本条例の制定

【子ども総務課、子ども施設課、指導課】

（１）千代田区立学校 宿泊行事の充実に向けて

第 2 報告

【子ども支援課】

（１）平成27年度幼稚園・保育園・こども園の在籍状況（平成27年5月1日現在）

【子育て推進課】

（１）千代田区認可保育所設置運営事業者の募集

（２）旧今川中学校校舎を利用した緊急保育施設運営事業者の募集

（３）平成27年度 子育て世帯臨時特例給付金の支給

【児童・家庭支援センター】

（１）平成27年度学童クラブ学年別在籍者数一覧（平成27年5月1日現在）

【子ども支援課、児童・家庭支援センター】

（１）まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る地方創生先行型事業の実施

①千代田区版『子育てコーディネーター（仮称）』の養成

②認可外保育所、学童クラブ人材確保・定着支援補助（産休・育休代替職員への補助）

【子ども施設課】

（１）九段小学校・幼稚園の整備に係る経費の変更

【指導課】

（１）教科書展示会の実施

（２）平成28年度使用 教科用図書採択

（３）いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（4月）

第 3 その他

【子ども総務課】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（6月5日号）掲載事項

【指導課】

（１）箱根移動教室の実施状況

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（11名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	中尾 真理子
子育て推進課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	伊藤 司
指導課長	杉浦 伸一
指導課 統括指導主事	高橋 美香

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長	開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。 ただいまから平成27年教育委員会第9回定例会を開会します。 本日、欠席はありません。 今回の署名委員は古川委員にお願いいたします。
古川委員	はい。承知しました。

◎日程第1 協議

子ども総務課

（1）（仮称）いじめ防止等のための基本条例の制定

子ども総務課、子ども施設課、指導課

（1）千代田区立学校 宿泊行事の充実に向けて

近藤委員長

日程第1、協議に入ります。

(仮称) いじめ防止等のための基本条例の制定について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、協議事項の1番目、(仮称) いじめ防止等のための基本条例の制定についてご説明させていただきます。

いじめ対策につきましては、一昨年、国で定められまいじめ防止対策推進法、それから、昨年度は区でいじめ対策の基本方針を定めまして、そちらに従い、さまざまな施策、あるいは対応をしてきたところでございます。この間、例えば川崎におきます子どもの殺害事件、そういったさまざまな事件がございました。いじめの関係につきましては、千代田区でもいじめの実態があるということで、この委員会でも件数等を報告させていただいているところでございます。1年間、いじめ対策の方針に従いまして、区のほうでさまざま対応をしてきたわけですが、その間の事情、それから今後のことを考えますと、このいじめ対策につきまして、もう少し整理した形で組織的な対応をしていけるような、そういった必要があるのではないかとということで、今回このいじめ防止等のための基本条例の制定をいたしたく、本日、協議事項として上げさせていただいているものでございます。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。

1枚目、全体の概要をまとめさせていただきました。

初めに、「目的」のところに記載してございますように、この条例は、区におけるいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、区におけるいじめ防止等についての基本的事項を定めるものでございます。

2番目に「特徴」とございます。これは、同様の条例が既に東京都あるいは他の自治体でも定められておりますが、そういったものと比較しての今回の条例案の特徴ということでございます。

まず、1番目に、学校の中で起こったいじめに限らず、区が関与いたします施設あるいは事業におけるいじめも対象としております。それから、対象年齢を、学校に通っている学齢児だけではなく、0歳から18歳までのすべての子どもとしております。それから、3番目といたしまして、学校、教育委員会、区長のそれぞれに対策組織を設置いたしまして、重大事態が生じた場合には、この3段階の調査を行うことにより、公正な調査が行われるようにしたというところでございます。

3番、条例の概要でございますが、まず、規定内容につきましては、(1)のところに記載しておりますように、基本理念以下、こういった事柄を規定したいと考えております。

それから、(2)といたしまして、いじめ防止等のための組織と重大事態発生時の対応ということです。こちらがこの条例の主な内容ということになりますが、別紙のほうをご覧いただきたいと思います。

カラー刷りのもの、A4の横のものが2枚ついてございます。まず、1枚目、「いじめ対策のための組織」ということで、今回の条例におきまして、

区におけますいじめ対策のための組織を整理した形で規定したいと考えてございます。

その内容といたしましては、まず、区長のもとにいじめ問題対策連絡協議会、それから、いじめ問題調査委員会、こちらを設置いたします。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ問題に関します関係機関の連絡調整、あるいは提言等を行うということになりますが、こちらにつきましては現在もこうした連絡調整、あるいは提言等については、青少年問題協議会をその機関といたしまして運用しているところでございます。これを条例上も明確にいたしまして、青少年問題協議会をいじめ問題対策連絡協議会という形で位置づけます。

それから、次に、いじめ問題調査委員会でございますが、これは、重大事態、あってはならないことですが、例えば自殺に至るようなそういった重大ないじめが起こった場合に、それに対処するための調査を行う、区長の附属機関ということになります。

それから、教育委員会にはいじめ問題対策委員会を設置いたします。こちらにつきましても、同様に、重大事態が発生した場合、こちらが教育委員会のもとに設置した機関ということで、重大事態に対する調査を行うということになります。

それから、学校、児童施設、こちらには健全育成サポートチームを設置いたします。これは既に学校には設置されているところでございますが、こちらは、いじめ防止等のために学校に設置される組織といたしまして、通常のいじめ問題について対応するほか、重大事態が発生した場合には、真っ先に調査を行うという、一次調査を行う組織ということになります。

それから、この健全育成サポートチーム、現在は学校にだけ置かれておりますが、今後は、「児童施設等」とございますが、具体的には、児童・家庭支援センターにも設置いたしまして、学校以外に対してこういったいじめ防止等のためのさまざまな措置、それを児童・家庭支援センターのもとに設置いたします健全育成サポートチームのほうで対応していきたいと考えてございます。

それから、2番目のカラーの紙をご覧ください。こちらは重大事態が発生した場合の対応のフロー図になります。

まず最初に、区立学校、児童施設等に設置されます健全育成サポートチーム、こちらのほうが調査を行うことになります。すみません。その前に、こちらの重大事態が発生いたしました場合には、黄色の矢印にございますように、必ず教育委員会を通じまして、区長にまですぐ報告が行くような形になっております。それから、重大事態が発生いたしました場合には、直ちに健全育成サポートチームがその調査を行い、その内容を教育委員会のほうに報告いたします。教育委員会では、その調査内容を、改めていじめ問題対策委員会に審査を命じまして、こちらでその調査報告の内容を審査いたします。そこで調査が不十分であるとか、あるいは客観性を欠くとか、そういった判

断をした場合には、このいじめ問題対策委員会が自らもう一度調査を行うこととなります。その結果を、改めて区長に教育委員会から報告いたします。区長のほうでは、その報告内容がさらに不十分であると判断した場合には、いじめ問題調査委員会を設置いたしまして、こちらで再調査を行うということとなります。

これらの調査の結果を踏まえまして、区長、教育委員会、それから学校等、それらがそれぞれ一体となりまして、当該事態への対処、それから再発防止策、そういったものを講じていくということとなります。

なお、この調査状況等、必要な情報提供は、随時被害者のほうに提供していくという形をとることとなります。

重大事態の場合の流れといたしましては以上です。

次に、資料といたしまして、条例案の全文をおつけしてございます。

こちらのほう、今のところ事務局のほうで考えております条例の文案ということとなります。

初めに、前文を置きました。こちらの前文の内容は、平成24年に区のほうからいじめの防止ということで、子どもたちに広報を通じて呼びかけた際の文章をそのまま用いております。

それから、次に、目的につきましては先ほどお話ししたとおりでございます。

それから、次に、定義でございますが、1枚めくっていただきまして2ページ目をご覧ください。こちらの中、特に（6）、第6号、それから（7）、第7号、こちらに、「児童施設等」あるいは「運営事業者」とございます。こちらは、冒頭申し上げましたように、今回の条例につきましては、学校だけではなくそのほかの区が関与いたします児童施設、具体的には、例えば児童館であるとか学童クラブであるとか、そういったものが想定されますが、さらには、幼稚園、保育園等も視野には入ってございます。そういった施設におきましていじめ等が発生した場合を想定いたしまして、これらを定義の中に入れております。

それから、9号に「児童等」とございますが、こちら、国の法律では、学校に通っている児童または生徒になりますが、この条例では満18歳以下の全ての者ということで、さらに対象範囲を広げているところでございます。

それから、次に、「基本理念」とございます。こちらにつきましては、基本的には、国の基本理念あるいは東京都の条例におきます基本理念と、ほぼ同様のものがございます。内容的には、以降の3行目にございますように、「学校等の内外を問わず」ということで、冒頭申し上げましたように、学校の中でのいじめだけではないということ、それから、2項のところに、「児童等をいじめから確実に守る」、それから、「児童等がいじめを行わず」、それから、「他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう」ということで、いじめの被害者にもならない、加害者にもならない、それから傍観者にもならないということを、幼児期からの一

貫した心の教育によって目指していくという、そういったことを記載しております。

それから、3項においては、対応は、例えば学校で生じた場合には、先生と当事者だけで対応するのではなく、全体として組織的に取り組むということを宣言してございます。

それから、4項におきましては、このいじめ対策については、学校だけではなくて地域を含めた社会全体で対応していくという、そういったことを規定しているところでございます。

それから、次のページに行きまして、第4条で「いじめの禁止」、それから、第5条で「区の責務」、それから、第6条で「区立学校及び区立学校の教職員の責務」ということで記載しておりますが、さらにこの条例の特徴であります学校以外の区立施設、そういったものも対象と考えておりますので、「運営事業者の責務」ということで、児童施設等を運営している事業者、あるいはそこで働いている方々に対しても、いじめ防止のための一定の責務を課しているところでございます。

それから、8条は「保護者の責務」ということになります。

それから、9条は、先ほど申し上げましたように、地域全体でいじめの撲滅をしていくということで、「区民の責務」ということを記載しております。

10条は、「財政上の措置等」を行う、それから、11条、12条は、「いじめ防止等のための基本方針」を策定するというところでございますが、これにつきましては、既にいじめ防止等のための基本方針、区の方針、それから各校の方針は制定しているところでございますが、この条例を制定したことによりまして、若干変更する部分がございますので、その部分については改めて改訂を行いたいと考えてございます。

それから、次のページ、13条になりますが、「いじめ問題対策連絡協議会」ということで、こちらは、先ほど申し上げましたように、青少年問題協議会、こちらをいじめ問題対策の連絡協議会として位置づける形をとります。

それから、次に、「健全育成サポートチーム」ですが、これは既に学校におきましては設置されているところでございますが、これを条例上の組織としてきちんと位置づけます。

それから、3項にございますように、学校以外に児童・家庭支援センターにも健全育成サポートチームを設置いたしまして、学校以外の施設等で発生いたしましたいじめに対応できるようにいたします。

次に、15条、「対策委員会」でございます。こちらは教育委員会の附属機関として設置いたします組織でございます。こちらにつきましては、重大事態が発生した場合に、健全育成サポートチームが調査した結果につきまして審査いたしまして、必要な場合には改めて自ら調査するという、そういったことをいたします。

それから、次に、16条、「調査委員会」でございますが、こちらは、区長のもとに附属機関として置かれる機関でございます。健全育成サポートチーム、それから教育委員会の調査について不十分だと区長が判断した場合には、こちらの調査委員会における調査を行うということになります。

条例の全体につきましては以上でございます。こちらの文案につきましては、現在区の条例担当とまだ内容を詰めているところでございますので、細かい表現等につきましては、法制執務的な訂正が入る可能性がございますので、ご了承いただきたいと思います。

こちらの条例につきまして、第2回の区議会定例会に提案いたしたいということで、本日、協議事項として上げさせていただきました。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。ご質問またはご意見、結構です、ありましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ。

中川委員

趣旨はこれでよろしいと思うのですが、1点質問させていただきたいのは、例えば児童館なんかは、区の学校に在籍していない子たちがいますよね、私立に通っている子とか。それから、区内にも私立の学校がいっぱいあります。2ページに、「児童等」を「満18歳以下の全ての者をいう」というのですが、これと、11の「区民 区内に居住する者、在勤する者又は在学する者をいう」というところとの整合性が気になるのですが。

近藤委員長
子ども総務課長

どうぞ。

さまざまなケースがあると思います。例えば、今、委員ご指摘のように、区民であるけれども、区外の私立学校に通っているですとか、あるいは区外から区内の区立学校へ通っているとか、そういったさまざまなケースがあると思いますが、まず、区内の区立学校に通っているお子さんについては、こういった形でそのいじめが発生したかにかかわらず、重大事態が発生した場合には、今回の手続に従って対応させていただくということになります。

それから、私立学校に通っているお子さんにつきましては、学校内で起こったいじめについては、それぞれの私立学校におきまして、法律に基づきまして同様の対策を立てるように義務づけられておりますので、そちらの手続に従って進んでいくということになります。

ただ、今、委員からご指摘がありましたように、例えば、区内のお子さんで区外の私立学校に通っていると、そういった方が区内の学童クラブなどに来ていて、そこでいじめの被害に遭ったと、そういった場合には、今回の条例では、それは児童・家庭支援センターに設置されました健全育成サポートチームから教育委員会に連絡が入りまして、その後はこの条例の手続に従って、区の教育委員会あるいは区長のほうで対応させていただくという、そういった仕切りを考えてございます。

中川委員

はい。

近藤委員長	そのほかはいかがですか。
	どうぞ。
古川委員	いじめ防止に関して、今まで国の防止対策推進法から、都のもの、国のものと、いろいろ話し合ってきたところですが、今回わかりやすくまとまって私も整理されました。
	それで、まず、特徴の0歳から18歳まで全ての子どもとしたという千代田らしさのよい点と、あと、学校以外の区に関する施設で起こったことについてもフォローされている点と、あと、責務について、保護者や地域についての定義もされている点が素晴らしいと思いました。
	組織は整ってきて、フローを見てもよくわかりやすいのですけれども、このシステムが生かされるように、最初の第一声が発せられるような雰囲気であってほしいなと思っております。学校関係の施設であったら、一番子どもの近くにいる先生が、管理職の先生に情報を伝えやすいような環境であるとか、あと、川崎の事件では、地域の大人としての責任について、私自身もいろいろ思うところがあったんですけれども、地域の方が何か情報を得たときに、第一声が発せられる、発しやすいような環境であってほしいと思っています。
	先ほど広報でいじめを取り上げたことについてあがりましたが、この条例がもし通った後には、また、広報等でも載せていただいて、しっかり地域や保護者の方に、また再度いろいろ考えていただく機会にさせていただけるいいなと思いました。
	以上です。
近藤委員長	はい。
	どうぞ。
子ども総務課長	今、委員からご指摘がございましたが、まず、いじめ対策、これはもちろん学校での対策というのが最も重要になると思いますが、それにつきましては、学校のほうで教員以下、生徒にかかわる全ての者が、このいじめについての意識を持ちながら対応しているところでございます。今後こういった手続に入る必要がないような、まず予防が第一だと思いますので、それについては、その点十分心がけてやっているところでございます。
	それから、広報につきましては、また、この問題については、広く地域の方々に意識喚起をしていくことが必要だと思いますので、また、機会を見て行いたいと思います。
近藤委員長	私のほうから1点いいですか。
	基本条例の定義というところで、第2条で、それぞれ言葉の定義を決めておりますね。これの（４）、（５）、（６）、先ほど説明のときには、いじめは学校だけではなくて、そのほかの児童等の施設もというおっしゃり方での説明であったのですけれども、この学校というくくり、学校とか区立学校というくくりですが、学校教育法の第1条は、最後、「及び幼稚園」というところで終わっているのですが、それを除いてあるということは何か意図し

たことですか。

例えば（４）に、「第１条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」、次に「及び幼稚園」というのが学校という規定ですよ。これ、抜けていますよね、「幼稚園」というのを。それで、

（５）の区立学校のところも、２行目、「中等教育学校をいう」で切っておりますよね、幼稚園は入っていないですよ。（６）のところでは、区、要するに「児童等を対象とする施設」ということで、幼稚園、こども園、そのほか全て含まれるということでしょうけれども。何か、外した意図というのはあるのですか。

子ども総務課長

こちらの４項、学校の定義につきましては、これは、いじめ防止対策推進法の法律の定義そのままでございます。それから、区立学校につきましても、今の学校の定義を受けた形で、区立学校を定義してございます。これは、法律のほうは先ほど申し上げましたように、学校で起こったいじめ、こちらを特に念頭に置いておりまして、児童等の定義も学校に在籍する児童または生徒という、そういった形になっております。

この条例は、その法律を一応前提といたしまして、法律の中に位置づけられる範囲では、今回新たに設置いたしますさまざまな組織をそこに位置づけてございますが、法律からはみ出たといいますか、上乘せになっている部分については、別途規定する形をとっております。その法律の上乗せになっている部分が、先ほどの定義でいきますと、（６）の「児童施設等」という形で、先ほどの学童クラブですとか、あるいは幼稚園もこちらに入ってくる形になります。このように法律のはみ出た部分を上乘せする形をとったものですから、こういった形の定義をとったということでございます。

教 育 長

委員長がおっしゃられているのは、この（４）の学校教育法の第１条の中には、文言として「幼稚園」が本来は入っているはずなのではないかと。

近 藤 委 員 長

ここで切ってしまうと、外している意図は。

教 育 長

いじめ対策基本法の中の学校の定義では、こういう言い方をしているけれども、本来学校教育法の第１条そのものの中には幼稚園が入っているはずだから、そこが抜かれていることの理由とか、それをどこで補って考えたらいいのか、そこをはっきりする必要があるんじゃないかというご質問ですね。

近 藤 委 員 長

そうですね。私は勝手に、千代田は幼保の一体施設としてこども園というのをほかに先駆けて行っていますよね。法的に詳しいわけではありませんので、こども園というのが学校として認定されているかどうかとか、そのあたりが理解不足なものですから、そういう絡みの中で、幼稚園というものを（４）から除いて、（６）に含めた形で表現されている文章なのかなという読みをしてしまったのですが、そのあたりはいかがでしょうか。それとも非常に失礼な言い方だけど、何らかの形で落ちてしまったのか。

子ども総務課長

今の点につきましては、こちらの学校の定義は、国のいじめ対策推進法の定義に合わせたという形になっております。国のほうは、恐らく幼稚園とかそういったところでは、いじめというのはまだ深刻な対策が必要なほどでは

ないと判断しているんだろうと思いますけど、そういった意味で落としているのだろうと考えています。

この条例につきましても、まずは、学校というものについては、法律と同じ考え方をもって規定いたしまして、それに加えて、幼稚園については、この学校に入れるのではなくて、児童施設等ということで、こちらのほうに入れるという考え方で規定しているものでございます。

近藤委員長
教 育 長

はい。何かございますか。

子ども総務課長がご説明申し上げたように、今ご提案しているいじめ防止等のための基本条例の中では、幼稚園についても対象に入れていて、健全育成サポートチームとかも想定していますけれども、1つは、現在の国のいじめ防止対策推進法の中では幼稚園は除かれているということと、それから、区が作っている基本方針の中でも現在は幼稚園が除かれて、健全育成サポートチームも小学校、中学校、中等教育学校に設置するという形になっています。ですから、国の法律とか、区が作っているいじめ対策基本方針の考え方や文言上の現状と、これから作ろうとしている条例との整合の部分で、今、近藤委員長がおっしゃられたような幼稚園あるいはこども園の問題が出てきますけれども、その部分は、今のところの考え方としては、幼稚園、こども園は、学校教育法第1条には入っているけれども、この条例の中では、(6)の「児童施設等」のほうに組み入れさせていただいて、例えば、各幼稚園、こども園ごとに健全育成サポートチームをつくるのではなくて、幼稚園、こども園については、児童・家庭支援センターに設置する健全育成サポートチームが、包括的に区内の幼稚園、こども園等を対象としていじめの防止に対する細かい周知啓発に当たったりとか、いじめ起こった場合の一義的な調査に当たったりとか、そういう形でのつくりとなっています。

そういうことですが、文言については、改めて委員長のご指摘も踏まえて、このままの表現で通るものなのか、再度検討させていただきます。

近藤委員長

そうですね。はい。ご説明は理解できましたので、それで結構だと思います。

そのほかはございますか。

どうぞ。

中川委員

文部科学省のいじめ対策推進法では、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進ということが出ているんですけど、今そういう問題が大きいですから、それをここに入れたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

近藤委員長
子ども総務課長

どうぞ。

今、委員からご指摘がございましたが、今回いじめの対象としては、定義のところにございますように、いじめといたしまして、「(インターネットを通じて行われるものを含む。)」ということで、こちらも対象ということにはしております。

ただ、特別にインターネットあるいはSNSなどの、そういったバーチャ

ルなものを通じてのいじめというものに対する対策、条項をつくるかということも内部で検討いたしました。今回は、基本的には一般的な理念、それからいじめの組織、それから重大事態の場合の対策、それを中心ということ規定させていただきました。もちろん委員ご指摘のように、インターネットを通じたいじめ、これも対象となっているということは、こちらの定義で明らかにしているところでございますので、ご了承いただけたらと思います。

中 川 委 員 それはいいんですけども、括弧の中に（インターネットを通じて行うものを含む。）というよりも、もう少しはっきりどこかに入れたほうがいいんじゃないかなという気がするんですけど。

子ども総務課長 では、今の委員の意見を踏まえまして、インターネットを通じて行ういじめに対する対策ということで、もう少し明らかになるような形で、少し工夫を加えたいと思います。

近 藤 委 員 長 これを作成しているのは教育委員会だけではないわけですね。

子ども総務課長 そうです。

近 藤 委 員 長 今、私どもからこういう意見があったということをお伝えいただいて、修正がかなうものであれば、そのような形に動いていくだろうし、そのように動いていただければと思います。

そのほかはございますか。よろしいですか。

（ な し ）

近 藤 委 員 長 それでは、この件については改めて議案として提出し、決定することとしたいと思います。お願いいたします。

次に、「千代田区立学校 宿泊行事の充実に向けて」について、指導課長より説明を願います。

指 導 課 長 お手元の「千代田区立学校 宿泊行事の充実に向けて」の資料をご覧ください。

このことについては、4月28日、5月12日の2回にわたり、ご意見を賜ったところでございます。今回は、前回ご示唆いただきました点について資料を修正しましたので、修正した部分を中心にご説明いたします。

まず、資料の2番、「宿泊行事を取り巻く現在の状況と今後の方向性」のうちの③のところでございます。今回は、これを「資質向上」と示したところでございます。

委員長より「資質向上」という目的についてはよいが、具体的に何を示すのか明確にする必要がある、ともすれば、資質向上は単なる学力向上であると受け取られるおそれがあるとのことご指摘いただきました。そこで、3つ目の宿泊行事の目的を、「主体的に生きる力の育成」とあるといたしました。

また、古川委員より、中学2年生における学校裁量型合宿としてどのようなものを考えているのかとのご質問がございましたので、現在実施を検討している合宿の内容を例示いたしました。

これにより、本宿泊行事の3つ目の狙いが学力向上だけではない点が明ら

かになるのではないかと考えました。

文言につきましては、文章のとおり、「学習指導要領が一貫して求めている「主体的に生きる力」の育成にむけ、区立中学校においても、中等教育学校が実施している勉強合宿や英語村、その他リーダー養成研修や学び方習得合宿等、各学校が特色を生かして、生徒の実態に合致した宿泊行事の具体的な内容を設定する必要がある」といたしました。

この「主体的に生きる力」につきましては、旧学習指導要領においても、現行の学習指導要領においても、そして今後の学習指導要領の方向性についても一貫して求められている力であると認識しております。従いまして、今回、宿泊行事の充実に向けた見直しについて、この点を目的の1つとして加えさせていただいたものでございます。

また、学校裁量型合宿についてですが、まだ案の段階ではございますが、ある学校では、プレゼンテーションの方法やディベートなどの学び方を具体的に、また、集中して学ぶ機会としたいとの意向があり、別の学校では、自己の目標を設定し、達成感や自己肯定感を培うスキー教室を体力の向上や集中力の育成の機会としたいとの意向が出ております。

このような要望に応じた具体的な宿泊施設ですが、1枚おめくりいただき、資料、「千代田区立学校 宿泊行事の施設について」をご覧ください。

現段階におきまして、変更を考えている施設は、上から順に、東海大学嬬恋高原研修センター、大房岬少年自然の家、レイクホテル西湖、パルコール嬬恋リゾートホテルでの実施を検討しております。

先ほど申し上げました中学校2年生で実施予定の学校裁量型合宿ですが、四角の3つ目のレイクホテル西湖及び4つ目のパルコール嬬恋リゾートホテルでの実施を検討しております。

まず、レイクホテル西湖は、富士山の麓の西湖の湖畔に位置し、東京から車で2時間30分程度でございます。この施設は、企業の研修や学校の勉強合宿等によく活用されており、室内研修を行うための施設が充実しております。また、体験活動を重視するためのバーベキュー場や飯ごう炊飯場、室内運動場等の施設も充実しています。

また、パルコール嬬恋リゾートホテルは、昨年度も利用していますが、スキー合宿を行うためには最適な環境であり、インストラクターや用具等の手配、生徒の安全を監視するための本部の設置等、大変使いやすい環境となっており、スキー活動をメインにして、さまざまな活動を行うには最適な施設であると考えております。

前回からの補足説明及び指導課からの説明は以上でございます。

子ども総務課長

委員長、若干補足させていただきます。

まず、資料、1枚目の右肩、「部課長会資料」となっておりますが、これ、「教育委員会資料」の誤りでございます。申しわけございませんでした。訂正をお願いいたします。

それから、今回、宿泊行事の充実に向けてということで、来年度以降こう

いった方向性で宿泊行事を実施したいということをお願いしているところでございます。

こちらの方針に従いまして、来年度以降、宿泊行事を実施するといたしますと、先般から申し上げてございますように、軽井沢少年自然の家、こちら、利用のほとんどが学校での宿泊行事のものでございますので、来年度以降の利用というものがほとんどなくなる形になってしまいます。そのため、こちらの施設につきましては、既に教育施設としての役割は終えたと考えられ、今後、施設の廃止についての議案等、こちらの委員会にお出しすることになると思いますので、そちらのご審議もよろしくお願いいたします。

それに先立ちまして、パブリックコメント等、他の保養施設等との状況もあわせまして、また、状況をこちらの委員会で報告いたしまして、改めて協議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

近藤委員長

はい。ありがとうございます。

ご質問等いかがでしょうか。ご意見含めてお願いいたします。

私からいいですか、最初に。

今、課長からのご説明の中で、前回の協議で幾つかこちらで意見を言わせていただいた部分を修正をしてということで、2番目の「宿泊行事を取り巻く現在の状況と今後の方向性」ということですね、そのことについてご説明をいただきました。

私もちょっと思い返してみると、前回、宿泊行事の目的を学習指導要領より2つに分けて、あと、現状での課題をプラスして、3つの柱立てをした形で大変いいのではないかとということでお話をした記憶がございます。新たにこの今日の資料をいただいて目を通して見ると、1番目の「自然体験」という柱立ては、言葉そのものというか、そういう意味合いで当然なのかなというふうに思うんですけども、この「心の教育」という柱立ての仕方が、果たしてこれでいいのかなと思うんですね。私の今の考え方では、まさにこれは社会性を育むとか、社会性の育成というようなことが直接の狙いになるんじゃないかなというふうに思います。

特別活動の特性というのは、集団活動を通して何々を行うというのが特活の特性ですね。この集団宿泊的な行事もそうだし、生徒会活動であるとか学級活動であれその全てが、集団活動を通して何々を目的とする、狙う、狙いがというような形。そうしてみると、いただいている資料の1番、宿泊行事の目的のその文言を読んでみても、これはやっぱり心の教育ということよりも、社会性を育むという意味合いなのではないかなと考えています。心の教育イコール道徳教育という捉え方もできるわけですが、道徳教育というのは、学校教育活動全体を通してという言い方を、学習指導要領は総則で言っているわけですし、関連づけて考えることは当然だと思うんですが、この「心の教育」の説明の5行の文章ですか、これはちょっと前後が逆になるんじゃないかなと思っているんですね。心の教育が課題だから、集団活動を通

して社会性を育むことで心の教育を行うという文章になっていますが、そうではなくて、例えば、核家族、少子化という状況の中で子どもたちが人のかかわり方を通して社会性を育む。その中で心を育んでいきたいという言い方になるんじゃないかなと思って読ませていただきました。

それと、3番目、「主体的に生きる力の育成」ということで、課長がご説明になった、確かに前の学習指導要領、現行の学習指導要領は、生きる力を育むということを直接的な狙いにした学習指導要領ですね。でも、「生きる力を育成する」という文言と、「主体的に生きる力を育成する」という文言では、全く意味が違うことになりませんか。学習指導要領上では、「主体的に生きる力」という表現の仕方はしていないと思うんですね。「生きる力を育成する」というふうには当然なっていますが、「主体的に生きる力を培う、養う」という形にはなっていないんじゃないかなと思うんですね。

この「主体的に」という言葉、最近教育界でよく使われるのは、昨年11月に文科大臣が中教審に諮問をした3点ある中の3点目ですか、学校での授業のあり方、授業をする側に対しては、講義型の授業じゃなくて、子どもたちが主体的に学び、共働的に学びというか、そういう形に授業を変えるべきだと。子どもたちには、主体的に学ぶために友達をどうこうという、そういうところの言い方の中から、子どもたちが主体的に取り組むということが出てきたので、ここにこういうふうを書くことではないんじゃないかなと思うんですね。

私は、この文章を生かしながら、私なりに、「主体的に学ぶ姿勢の育成」とし、そういう意味合いのものがここに出てくるんじゃないかなと理解をしたところです。ちょっと回りくどい言い方で恐縮ですが、何かありましたら、ご返答いただければありがたいです。

指 導 課 長

まず、最初の「心の教育」、②の件についてでございますが、確かに学習指導要領の中では、特別活動の目的は後半の部分、「集団への所属感や連帯感の育成、望ましい人間関係づくり」、こういったものが目標とされております。活動を通して後半の部分の育成、この活動を通して社会性を育んでいくという流れが、ご指摘のとおり適切になるかと思えます。

また、今、近々の問題で効果的なこういった活動を通して、さまざまなじめや不登校の問題に効果があるという点で、やはり文章の表現を、文言を精査しながら、これらの説明についてはもう一度精査をして、文章表現を工夫したいと思えます。

近 藤 委 員 長

はい。そのほかはいかがでしょうか。何かございますか。

(な し)

近 藤 委 員 長

もう1点よろしいですか。今後、実施を検討している施設ということで資料の一番下のところ、パルコール孺恋リゾートホテルが出ていますけれども、前のご説明の中では、この施設では子どもたちの集団活動的なというんでしょうか、例えば宿舎での班長会であるとか何会であるとかという、そういう場所がとれずにうまく行うことができないから、この施設はふさわしく

統括指導主事

ないと、だから、スキーもだめだという感じでの報告があったかなと思うんです。またこれが出てきているところで、今ちょっと教育委員の中で、首をかしげる部分がありましたので、そのあたりはいかがですか、何かございますか。

特に、これは結論を今すぐ出して云々ということではないでしょうから、意見として言わせていただきます。それだけで結構だと思います。

それと、今後活用できるかもという、検討している施設の中で、レイクホテルがありますね、西湖の。私は、ここの施設そのものは覗いたことはないですが、すぐ近くに、西湖を挟んで反対に天神山のスキー場がございますよね。乾燥室だとかが多分整備されている施設なんじゃないかと思いますし、そこを使ってスキーということも重々可能ですよね。

失礼いたします。先ほどお尋ねありましたパルコールのこのホテルでございますが、今まだ検討段階ではございますけれども、先ほど委員からご指摘ありましたように、以前、ここでは班活動とか夜のさまざまな活動には十分ではないというようなことがありまして、代替の施設を、さまざま探しました。ご指摘いただきましたように、このレイクホテルの説明にございますが、丸の4つ目に、「近隣スキー場（車で30分）」と書かれているのが、この今お話しいただいた天神山スキー場でございまして、実際に視察等も行ったところでございます。ただ、生徒の安全管理上の本部を設置するところであったり、さまざまスキー用品の手配をすることであったり、価格帯、そういったことも全て総合的に判断をいたしまして、先ほど申しました達成感、自己肯定感を培うといったところの目的をメインに打ち出したスキー合宿においては、現段階ではこのパルコールが最適であろうということになりまして、今このまま実施検討している施設としてパルコールを出しているという状況でございます。

以上です。

近藤委員長

はい。理解できました。まだ、最終的な決定云々ということではないと思いますので、いろいろご検討いただければありがたいと思います。

ほかにはいかがですか。ご質問はよろしいですか。

(なし)

近藤委員長

では、先へ進んでまいります。

◎日程第2 報告

子ども支援課

- (1) 平成27年度幼稚園・保育園・こども園の在籍状況（平成27年5月1日現在）

子育て推進課

- (1) 千代田区認可保育所設置運営事業者の募集
- (2) 旧今川中学校校舎を利用した緊急保育施設運営事業者の募集
- (3) 平成27年度 子育て世帯臨時特例給付金の支給

児童・家庭支援センター

(1) 平成27年度学童クラブ学年別在籍者数一覧(平成27年5月1日現在)

子ども支援課、児童・家庭支援センター

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る地方創生先行型事業の実施

①千代田区版『子育てコーディネーター(仮称)』の養成

②認可外保育所、学童クラブ人材確保・定着支援補助(産休・育休代替職員への補助)

子ども施設課

(1) 九段小学校・幼稚園の整備に係る経費の変更

指導課

(1) 教科書展示会の実施

(2) 平成28年度使用 教科用図書採択

(3) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告(4月)

近藤委員長

それでは、特にないようですので、日程第2、報告に入ります。

初めに、子ども支援課長より報告をお願いします。

子ども支援課長

本日お手元にお配りしました幼稚園、保育園、こども園の在籍状況について、ご報告させていただきます。

この資料は5月1日現在の数字になっております。

まず、上段の「幼稚園・こども園(幼児相当年齢部分)」についてでございますが、こちら、5月1日現在で総計713名が在籍しております。4月1日現在の在籍状況と確認させていただきましたところ、麴町幼稚園と、それからふじみこども園を除く、こちらのほかの園につきましては、増減が大体プラス・マイナス1名というところでございます。合計の713名につきましては、先月の4月1日より4名ということになっております。

続きまして、下段の「保育園・こども園(乳児相当年齢部分)」につきましては、こちらは、5月1日現在で879名が在籍しております。こちらにつきましても、4月1日現在と比較しますと、四番町保育園とあい保育園東神田以外は、プラス・マイナス1名ずつの増減がそれぞれの園で発生しております。合計の879名につきましては、先月の4月1日現在よりはプラス1名となっております。

以上、報告でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等ございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

はい。それでは、先へ進ませていただきます。

次に、子育て推進課長より報告をお願いします。

子育て推進課長

案件(1)、(2)、千代田区認可保育所設置運営事業者の募集と、旧今川中学校校舎を利用した緊急保育施設運営事業者の募集、(1)と(2)あわせてご説明させていただければと思います。

まず、（１）の千代田区の認可保育所設置運営事業者の募集についてでございます。

こちらですが、先日定めましたちよだみらいプロジェクトー千代田区第３次基本計画に基づいて実施するものでございます。

こちらにつきましては、１枚ちょっとおめくりいただいた裏面のほうに、保育所の開設予定地域としまして、靖国通りから下につきましては麴町大通りの上部のこの枠で、太線で囲んだところの中での保育所の開設を予定しているというところでございます。

それでは、お戻りいただきまして、こちらの地域の中で、定員が８０名程度の私立の認可の保育園を、平成２９年４月１日に開設というのをお願いするところでございます。

開所時間及び開所日につきましては、区立保育所と同様という形をお願いをしたいと思っております。

また、麴町のこちらの地域につきましては、非常に保育需要が高うございますので、この平成２９年４月１日までの間に、開所準備期間としまして、平成２８年７月１日から平成２９年３月３１日までの９カ月間、麴町保育園の仮園舎を利用した緊急保育施設を行っていただきたいと考えております。

これにつきましては、麴町保育園の移転が、完成自体は４月の中旬ぐらいに完成しまして、新しく一番町の本園舎が５月末に開園する予定でございます。５月末から６月末までの間に、居抜きではございますが、少しクリーニングなどをした後、こちらの園舎を活用して、９カ月間保育園としてこちらのほうを活用していただいた後、平成２９年４月１日には新しい８０名の定員の園を開いていただきたいというものでございます。

また、貸付金額につきましては、資料のとおりでございます。

８番の選考方法及びスケジュールでございますが、「保育施設運営事業者選定委員会」というのを設置しまして、募集期間を６月１日から３０日までの１カ月間で、事業者の決定は７月下旬に行いたいというものでございます。

それと、（２）の旧今川中学校校舎を活用した緊急保育施設の運営事業者の募集につきましてです。

こちらにつきましては、今年の４月１日に認可の保育所を２園、定員２０１名開設しておるところでございますが、就学前の児童の増加が、３月３１日にご議決賜りました次世代育成支援計画の推計人口より、０－５歳の就学前の人口が約２００名程度多いという現状がございます。また、もう一つ、今後のマンションの建設計画自体が、今後３カ年程度で約２,７００戸という戸数が現在把握しているところで、今後もマンションはできるというふうに見込まれておりますので、特にこの和泉橋地域だけで１,０００戸程度マンションができるということもございまして、あらかじめそちらについて措置をしたいと考えておりまして、旧今川中学校で、平成２５年３月までに開いておりました緊急保育施設を再開したいと考えております。

開設の予定の時期でございますが、来年４月１日から最長５年間の平成３３

年3月31日までと考えております。

開所時間及び開所日は、先ほどの認可保育所と同様でございます。

6番の運営基準でございますが、こちらは、認証保育所、前回と同様、認証保育所で検討しておるところです。

また、7番の貸付金額につきましては、※印で書かさせていただいておりますが、提示金額よりもさらなる減額策を現在検討中でございます。

それと、8番の選考方法及びスケジュールにつきましては、これも先ほどの資料と同様でございます。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。1番、2番、ご質問はございますか。

報告事項ですので、また、質問が出た段階でご質問いただいて結構だと思います。

先へ進ませていただきます。

子育て推進課長

それでは、3番をお願いいたします。

それでは、(3)子育て世帯臨時特例給付金の支給、こちらのほう、資料に基づいてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、6月に開かれます第2回区議会定例会に補正予算として提案する予定のものでございます。その事前報告として上げさせていただきます。

こちら、昨年度に引き続きまして、消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を実施するものでございます。

支給の対象児童でございますが、基準日が国のほうで決められておりまして、そちらが平成27年5月31日における平成27年6月分の児童手当の対象児童でございます。ただし、特例給付、ある一定の所得以上の方は、今月額5,000円の児童手当となっておりますが、そちらの方は除いた形の児童数となります。

その児童数は、その下の支給対象児童予定者数でございます。こちら、4,100人と見積もっておりまして、これは5月8日の数値を使っております。そして、世帯数につきましては2,800世帯と見込んでおるところです。

支給額につきましては、対象児童一人につき3,000円でございます。前回、昨年度は1万円ございました。そちらが3,000円となっております。

スケジュールにつきましては、平成27年10月上旬から申請案内を送付しまして、受け付け、支給の開始を行います。そして、平成28年2月上旬には給付金の申請の受け付けを終了しまして、その後、精算という形になります。

また、平成26年度との変更点でございますが、低所得者を対象とします臨時福祉給付金、保健福祉部の生活支援課で行うものでございますが、こちら、平成27年度、6,000円となります。そちらと一緒に支給ができると、併給が可能というものでございます。

歳入歳出の金額につきましては、1,465万円という金額で、同額でござい

	ます。また、国費がこちらについては100%入って、そちらをもって支出をしていくというものでございます。 説明は以上です。
近 藤 委 員 長	ありがとうございます。 ご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。 (な し)
近 藤 委 員 長	では、先へ進ませていただきます。 次に、児童・家庭支援センター所長より報告をお願いします。
児童・家庭支援センター所長	それでは、学童クラブの5月1日現在の在籍状況についてご説明をさせていただきます。 4月当初に比べて、引っ越し、それからあと、追加の入会ということで、数が若干動いております。4月の時点から比べると、757名ということで、2名減になっています。 今回は、備考欄のほうに、在籍者の内訳ということで、数値を載せさせていただきます。区立学校に通う区域外のお子さんの数、それから、各学童クラブにおける障害をお持ちのお子さんの数、それから、区内にお住まいで、私立、国立、それから都立に行っているお子さんの数を内訳として備考欄に載せています。
近 藤 委 員 長	ご報告は以上でございます。 はい。ありがとうございます。 いかがでしょうか。ご質問はございますか。よろしいですか。 どうぞ。
古 川 委 員	質問なんですけれども、備考欄の今説明がありまして、「アフタースクールさくら」ですが、障害者のお子さんが6名ということで、こちらは障害者のお子さんが多いんですけれども、支援員の方は足りて、十分な状態にあるのかどうか、こういった割合で、例えば支援員の方が配置されているのでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	お子さんの状況によりまして、例えば介助が必要なお子さんであったり、それから、結構動きが激しいお子さん、いろんなお子さんがいるんですけれども、お子さんの状況に合わせて支援員を配置しているということで、お子さんの安全に万全を期す形で、人の手当てをしているという状況ですので、保護者の方も安心して預けていらっしゃるという状況になっています。
近 藤 委 員 長	よろしいですか。では、先へ進んでよろしいですか。 (了 承)
近 藤 委 員 長	先へ進みます。 次に、子ども支援課長より報告をお願いします。
子ども支援課長	子ども支援課長より報告をさせていただきます。 お手元の「まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る地方創生先行型事業の実施」につきましてご説明させていただきます。 この事業につきましてですが、国が定める都道府県及び区市町村に努力義

務として課された総合戦略、いわゆる長期計画等の策定を前提としまして、地域における仕事支援事業など、7つの項目に該当する事業に対して、国から補助金を提供し、それをもとに運営する事業となっております。ただし、事業として認めてもらうためには、まず1つに、総合戦略に適合するということと、それから、その事業に新規性が認められることということが条件となっております。

今回、千代田区といたしましては、この地方創生先行型事業を実施するに当たり、まずは総合戦略の策定、それと、あと、それに付随する事業案ということで、この2つの事業を出しております。

補助金につきましては、トータル1,100万円ほどの補助金が国からおけると、戦略の策定につきましては300万、残り800万の中で事業をやっていくということで、検討した結果、今お手元にあるこの2つの事業を上げさせていただいております。

まず、①としまして、千代田区版「子育てコーディネーター（仮称）」の養成ということでございますが、こちらは既に、子育て・家庭支援者養成講座という、今、児童・家庭支援センターで行っているこちらの受講者に、子育てコーディネーターという新たな、まだ仮称でございますが、新たな研修を実施し、その研修を受講して修了した者を千代田区の子育てコーディネーターとして認めるものでございます。

対象者といたしましては、子育て・家庭支援者2級認定者、平成26年度末現在で40名程度在籍すると聞いております。この中から、なおかつ子育てに悩みを抱える親御さんに寄り添えるような、そういう相談スキルを持った支援員を養成するために、おおよそ20名程度の養成を考えております。研修期間といたしましては、平成27年12月から3月までの4カ月間を予定しております。こちらでかかる事業費といたしましては、80万5,000円程度ということで想定しております。

2番目につきまして、こちらは認可外保育所、それから学童クラブの人材確保・定着支援補助事業（産休・育休・介護休暇代替職員への補助）でございます。

事業の中身といたしましては、区内の認可外保育所や学童クラブに勤務する正規職員あるいは非常勤職員が、産休やあるいは育休、介護休暇を取得した場合に、そのかわりとなる職員を配置する場合に、施設にその運営費を補助する、そういうスキームになっております。

対象施設といたしましては、認可外保育所（12施設）、それから学童クラブにつきましては（13施設）、こちらを想定しております。なお、この事業につきましては、保健福祉部の介護施設なども同様に助成するということを検討しております。

補助内容につきましては、正規及び非常勤職員の代替職員を雇用する場合、対象となる職員一人ごとに1カ月20万を設置者の実支出額と比較して、いずれか少ない額を補助するという内容になっております。

補助率は10分の10ということで、対象期間は平成27年度につきましては10月から3月までを予定しております。こちらの経費といたしましては、720万、こちらを予定しております。

なお、この事業、2つの事業につきましては、次回、第2回定例会の補正予算として上程をすることを予定しております。

以上、報告になります。

近藤委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。ご質問ございますか。

先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

では、先へ進みます。

次に、子ども施設課長より報告をお願いします。

子ども施設課長

九段小学校・幼稚園の整備に係る経費の変更につきましてご報告申し上げます。

九段小学校・幼稚園の整備に係る経費の変更につきまして、社会的要因と、それから建築物の構造変更・行政指導への対応に伴いまして、全体計画の事業費が変更となります。そのため、平成27年度に当初予算で設定しておりました債務負担行為を変更することとなります。

全体事業費が、変更前61億3,858万9,000円のところ、変更後69億4,170万2,000円となります。8億311万3,000円の増額という形になります。

平成27年度経費に関しましては、関連経費の変更はございません。

本件の経費の変更に関しましては、第2回定例会の補正予算としまして議案とすることを考えております。

ご報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがですか。ご質問等ございますか。よろしいですか。

(な し)

近藤委員長

それでは、先へ進んでまいります。

次に、指導課長より報告をお願いします。

指導課長

まず最初に、(1)教科書展示会の実施についてご報告を申し上げます。

資料をご覧ください。

例年行われている教科書展示会でございます。

目的につきましては資料のとおりでございます。

今回は、中学校、中等教育学校前期課程の教科書の採択でございまして、法定展示会の14日間に加え、特別展示会を10日間開催することになっております。

実際の展示期間は、3番にありますように、6月9日火曜日から7月3日金曜日までの24日間となります。

なお、会場である千代田図書館の休館日である6月28日の日曜日は除いております。

4 番の展示時間ですが、会場であります千代田図書館の開館時間と同じにいたします。曜日ごとに確認していただければと思います。なお、最終日のみ日曜日と同じ時間帯で開館をいたします。

5 番の展示教科書でございますが、「小学校」、「中学校・中等教育学校前期課程」並びに「中等教育学校後期課程」の3つの区分で、各教科の教科書を展示する予定でございます。

最後の6番は展示会場、区役所9階の千代田図書館の第3研修室で、例年と同じところになります。

以前からさまざまな改善のご意見をいただいているところではございますが、千代田図書館との協議を進めながら、例年と同じような形で開催をしたいと思っております。

教科書採択事務に関しましては、中学校長会には、5月の定例校長会にて大まかなところはご説明いたしました。また、教科書の見本本の各学校への回覧を行ってまいります。

なお、本日の教育委員会の定例会へのご報告を受けまして、6月2日火曜日に第1回の選定委員会を実施する予定でございます。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、先へ進んでまいります。

次、お願いいたします、

指導課長

(2) 平成28年度使用教科用図書の採択についてご報告を申し上げます。

このことにつきましては、昨年度は小学校の採択事務をお務めいただきましたので、詳細についてはもう十分ご存じ、ご理解のところかと思いますが、今回は改めて関係資料を用意させていただきました。昨年度の内容とは大きく変わっておりませんので、お手持ちの資料としてご活用いただければと思っております。

お手元のステイプラーどめの資料をご覧ください。

資料の2枚目の横になっております表でございますが、「平成28年度使用千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）、特別支援学級（小・中）、中等教育学校後期課程用 教科用図書の採択事務日程」のとおり、教科用図書採択事務を進めてまいります。

2枚目の採択事務日程に続き、資料1から資料7がついております。下に振ってあります3ページ、資料1は採択事務取扱要綱となっております。

1枚めくっていただき、5ページ、資料2がその採択事務取扱要綱に関する細目となっております。

7ページ、資料3が、千代田区における九段中等教育学校の後期課程の採択にかかわる基本方針。以降の資料は、平成27年度使用教科書の採択についてのさまざまな通知でございます。

33ページには、資料6、中学校の教科用図書の発行者名一覧表がございます。

その裏のページ、34ページ、資料7が、中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書の採択に係る各会議議事の内容になっております。

もう一度、資料2枚目に戻っていただいて、採択事務日程をご覧ください。

今年度は毎年行っております特別支援学級の一般図書、それと、九段中等教育学校の後期課程の教科用図書の採択に加えて、中学校・中等教育学校前期課程の教科用図書の採択の年度となっております。従来よりも中学校・中等教育学校前期課程の枠が増えておりますので、そちらを中心にご説明申し上げます。

教科書は、今週各学校に配布いたしまして、現在各校にて教員による専門的な研究の準備を進めているところでございます。7月に各教科部会に分かれ、教科用図書調査委員会という組織で調査研究を進めてまいります。そして、6月29日に選定委員会、これは調査委員会の委員長が集合する会でございますが、そこで再調査をいたしまして、7月14日に選定委員会から教育委員会へ答申が行われる予定でございます。

ここで、左側の教育委員会事務局の欄をご覧ください。

教育委員の皆様におかれましては、7月14日の答申を受けて、各教育委員会の皆様のお立場で本格的な調査研究を進めていただくわけですが、事務局には見本本を用意しておりますので、いつでもご覧になっていただければという状況にしております。ですから、指導主事にもお声かけていただければ対応させていただきます。

教育委員会では、7月から8月にかけて協議を行い、8月末の教育委員会にて議決をいただき、東京都へ採択結果を提出することになっております。

なお、9ページから東京都教育委員会からの通知と、さらに文部科学省からの通知がございますが、文科省からの通知の20ページをご覧ください。

この下から21ページにかけまして、教科書採択の公正確保についてまとめられております。この件につきましては、その都度確認をさせていただいておりますので、十分承知のところかと思っておりますけれども、この採択事務に向けて、今後発行者の宣伝活動が一層活発化、予想されますので、このことへの対応が示されております。発行業者に対しまして、文部科学省や東京都教育委員会から、口頭または文書で注意、指導がなされております。

委員の皆様へ直接アプローチしてくるようなことはないとは思っておりますが、もしそのようなことがございましたら、ご一報いただければと思います。

また、採択の公正確保の項目の（2）「静ひつな採択環境を確保するため」というくだりがございますが、これにつきましても、教育委員会の権限と責任で採択をしていただくわけございまして、昨年どおり協議等は非公開で進めさせていただき、採択日、8月末をもって、議事録等含めまして、

全て公開となりますので、ご承知おきください。

なお、21ページの3番、「教科書採択方法の改善について」の下段にございます(2)「調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し」と示されましたので、今年度は選定委員に大学教授等の学識経験者を加えております。詳細は、繰り返しになりますので、紙面でご確認いただくということでかえさせていただきますと思いますが、内容は昨年度と同様な形で、採択事務日程に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上が、平成28年度使用中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学級、小学校、中学校、中等教育学校の後期課程教科用図書の採択事務日程についての説明でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問はございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長
指導課長

では、先へ進みます。お願いします。

それでは、いじめ、不登校、適応指導教室の状況についてご報告いたします。

これは、学校より報告を受けたいじめ報告数、不登校者数、適応指導教室利用数について、月ごとに集約したものでございます。

縦に学年、横にそれぞれの状況を示し、それぞれに解決、未解決の数も示しております。数は累計であらわし、前月と比べたいじめや不登校者数、そして適応指導教室の利用者がどのように変化していくのかを示しております。ただし、今回の4月分に関しましては、前月ではなく平成26年度末現在の数と比較しております。

まず、いじめにつきまして報告します。

平成26年度末、3月の段階でいじめが継続中、または指導中の児童・生徒は、中学1年生で3名でございました。内訳は、女子生徒2名、男子生徒1名でございます。この3名につきましては、女子生徒1名が新学年に進級し、人間関係が改善され、解決いたしました。また、残る男子1名、女子1名は、それぞれ転校することになり、解決ではございませんが、いじめ事案としてはなくなっております。そのため、中学1年生の今月の欄には、特に数値は示してございません。

いじめについての新規案件としましては、新5年生の報告が1件ございました。この案件は、以前解決として報告されていましたが、新学年に入って再発している部分もあり、新たにいじめの実数としてカウントしております。現在、全校体制でいじめの解決に当たっているところでございます。来月からは、前月までの案件がどのように変化してきたかを報告してまいります。

続いて、不登校について説明いたします。

不登校とは、いじめ、学業不振、無気力など、不登校となる17の理由のい

ずれかで、欠席が年間30日以上を指します。よって、病気による欠席などは不登校の欠席にはなりません。

平成26年度の不登校者数は、区全体で31名いました。内訳は、小学生3名、中学生23名、中等教育学校後期課程5名でございます。4月の授業日数は30日を超えていないため、今月の不登校者数はまだ0人ということになります。なお、不登校の可能性ありと学校が注意をしている人数は17名おります。不登校の可能性のある人数といたしますと、例えば前年度不登校状態にあり、4月末の時点で欠席が10日以上を数えるなど、このペースでいくと不登校になるおそれがあると学校が判断した児童・生徒の数でございます。不登校者数につきましても、来月からは前月までの数の変化をお知らせしてまいります。

最後に、適応指導教室の利用者数でございます。

本区では、白鳥教室と呼んでいますが、適応指導教室では、正式に申し込みをした上で通う正式入級と体験入級がございます。資料の数は正式入級の数でございます。

昨年度3月末で小学校の正式入級はございませんでした。中学校の正式入級は、1年生の男子生徒1名、2年生は男子生徒2名、3年生は女子生徒1名でした。それぞれ学年が進行し、2年生が1名、3年生が2名、計3名がそのまま通級しております。昨年度3年生の生徒は、区外の高等学校へ進学という形になっております。小学校については、4月から、6年生男子児童1名が現在体験入級中でございます。

以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

(なし)

近藤委員長

なければ先へ進んでまいります。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(6月5日号)掲載事項

指導課

(1) 箱根移動教室の実施状況

近藤委員長

日程第3、その他に入ります。

子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長

それでは、その他事項といたしまして、子ども総務課から2点、教育委員会行事予定、それから広報千代田(6月5日号)の掲載事項でございます。

こちらにつきましては、いずれも本日資料をおつけしているとおりでございます。

近藤委員長

ご説明は以上です。

はい。ご質問はよろしいですか。

(な し)

近藤委員長

では、先へ進みます。

次に、指導課長より報告をお願いします。

指導課長

資料はございませんが、先週木曜日の5月21日から開始いたしました千代田区立小学校6年生による箱根移動教室の状況についてご報告いたします。

本日朝、第3陣の番町小学校と昌平小学校が、予定どおり箱根に向かい出発いたしました。また、第2陣の富士見小学校と千代田小学校が全行程を終了し、無事に現在帰校中であるという報告を受けております。

これまで実施しました4校につきましては、天候にも恵まれ、計画どおり実施されております。また、警戒レベルも2のままでございます。開始当初から、指導課事務係員を現地に派遣、常駐させ、教育委員会が現地の学校と情報交換を行うとともに、箱根町役場の防災課から噴火状況や交通状況等を入手し、提供しております。

例えば、一昨日の報告では、26日15時15分に千代田小学校が、15時45分に富士見小学校が箱根レイクホテルに到着し、その後、両校合同で開講式が行われました。千代田小学校は、到着してすぐにホテル内にて避難訓練を行い、富士見小学校は、開講式後に持参した防災頭巾を用いて屋外避難訓練を行いました。

両校の校長先生からは、特に異変を感じるようなことはなかったと報告を受け、こちらからは箱根山火山警戒レベルが2のままであることや、箱根にて震度1以上の地震は現在観測されていないことなどについて伝達しました。また、災害時用緊急電話を各校長に渡し、今後何かあった場合には、この電話で連絡を取り合えるように通話確認を行いました。

引き続き、夕食の時間まで情報収集を行い、安全に移動学習が進むよう努めますなど、現地における情報収集や校長の意思決定のサポートを行っております。

なお、最終の第4陣は、麴町小学校と和泉小学校が、来週の6月2日火曜日に出発、4日木曜日に帰校すれば、各校全ての箱根移動教室が終了する予定ですので、それまで、引き続き教育委員会で現地におけるサポート体制を続けてまいります。

報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問はよろしいですか。

それでは、ほかに何かございますか。

どうぞ。

指導課長

先ほど区立学校の宿泊行事の充実に向けてのご指摘、適切に対応できなくて申しわけございませんでした。

今、資料を取り寄せましたところ、やはり生きる力というのは、知・徳・

体のバランスのとれた教育を目指す中で、今回の3つの目標を対応させますと、生きる力の知の部分、確かな学力に対応し、これは主体的に自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、いわゆる問題解決能力の育成を、「主体的に生きる力」という表現で、表しています。

また、豊かな人間性、徳の部分では、「心の教育」で表現しています。

さらに、「自然体験」、健康な心身ともにたくましい体力、心という部分では、自然体験の活動で、スキー活動等で育まれる部分である、このような視点を、もう一度修正をして、各学校に宿泊行事の主旨や目的等を伝えてまいりたいと思っております。

近藤委員長

よろしくお願いいたします。

教育委員のほうから何かございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、特にないようです。

以上をもって本日の定例会を閉会いたします。

なお、次回は6月1日月曜日ですが、教育委員会第2回臨時会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

終わります。ありがとうございました。